

農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の承認申請等に係るガイドライン

		平成26年 2 月 28 日	25 経営第 3220 号
	改正	令和元年 6 月 27 日	元 経営第 248 号
	改正	令和元年 9 月 5 日	元 経営第 1174 号
	改正	令和 3 年 3 月 29 日	2 経営第 3435 号
改正	令和 3 年 8 月 2 日	3 新食第 211 号・3 経営第 1223 号	
改正	令和 5 年 9 月 1 日	5 新食第 1393 号・5 経営第 1325 号	
改正	令和 6 年 11 月 15 日	6 新食第 1864 号・6 経営第 1806 号	
改正	令和 7 年 4 月 1 日	6 新食第 3090 号・6 経営第 3269 号	
改正	令和 7 年 5 月 30 日	7 新食第 399 号・7 経営第 446 号	

第 1 事業計画の承認等の趣旨

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号。以下「法」という。）第3条第1項に基づき、農林漁業法人等投資育成事業に関する計画（以下「事業計画」という。）については、農林水産大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができることとされている。

また、事業計画の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合は、事業実施後、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第52号。以下「規則」という。）第7条第1項及び第2項に基づき、農林水産大臣に対して、半年ごとに事業計画の実施状況を報告することとされている。

加えて、法第12条第1項に基づき、農林水産大臣の確認を受けた投資に限り、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）の海外投資の割合に関する規制の対象外とすることとされている。

これらは、農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合が、本事業計画を適正かつ確実に営むことにより我が国の農林漁業又は食品産業の事業者の自己資本の充実が図られ、その健全な成長発展に資するものであるか等を確認する観点から定められたものである。

第 2 事業計画の承認申請について

（1）審査に係る適合性の確認について

法第3条第1項の承認に係る同条第5項第1号から第5号までに規定する適合性の確認は、次表左欄に掲げる事項の適否を同表右欄に掲げる視点から審査するものとする。

表 審査事項及び視点

事 項	視 点
1 農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社又は投	1 農林漁業法人等投資育成事業に関する十分な知識及び経験を有する者が確保されており、又は確保されることが確実であるか。 2 農林漁業法人等投資育成事業を適正かつ確実に営むに足りる経理的基礎及び技術的能力があるか。

資事業有限責任組合が農林漁業法人等投資育成事業を適正かつ確実に営むことができる」と認められる者であること（法第3条第5項第1号）	3 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が株式会社である場合にあっては、次のいずれにも該当しないものであるか。 イ 法第7条の規定により承認を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者 ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの 4 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が株式会社である場合にあっては、その役員（設立中の株式会社であるときは、発起人及び役員となるべき者をいう。以下「役員等」という。）が次のいずれにも該当しないものであるか。 イ 精神の機能の障害により農林漁業法人等投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ホ 暴力団員等 ヘ 承認会社（法第5条に規定する「承認会社」をいう。以下同じ。）が法第7条の規定により承認を取り消された時において当該承認会社の役員等であった者であって、その取消しの日から5年を経過しないもの 5 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、その無限責任組合員が次のいずれにも該当しないものであるか。 イ 4のイからホまでのいずれかに該当するもの ロ 承認組合（法第5条に規定する「承認組合」をいう。以下同じ。）が法第7条の規定により承認を取り消された時において当該承認組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から5年を経過しないもの ハ 法人でその役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの ニ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 6 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、その有限責任組合員が次のいずれにも該当しないものであるか。 イ 暴力団員等 ロ 法人でその役員のうちにイに該当する者があるもの ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
---	---

2 法第3条第2項第2号に規定する農林漁業法人等に法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる法人が含まれる場合にあっては、その事業計画に係る農林漁業法人等投資育成事業が当該法人の自己資本の充実を図る上で有効かつ適切なものであること（法第3条第5項第2号）	1 農林漁業法人等の持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の取得及び保有の目的が専ら投機的利益の追求を目的とし、農林漁業又は食品産業の事業者の自己資本の充実を図る観点から著しく不適切なものでないか。 2 次に掲げる事項が、農林漁業又は食品産業の事業者の内部留保の状況に配慮し、その自己資本の充実を図る上で適切なものであるか。 イ 持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準、持分又は株式の取得の限度及び持分又は株式の処分の方法 ロ 新株予約権の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準、新株予約権の内容に関する基準、新株予約権の取得の限度及び新株予約権の行使の時期 ハ 新株予約権付社債等の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準、新株予約権付社債等の取得の限度及び新株予約権付社債等の償還期限に関する基準並びに新株予約権付社債にあっては、当該社債に付された新株予約権の内容に関する基準及び新株予約権の行使の時期 3 農林漁業又は食品産業の事業者の自己資本の充実を図る観点から、持分又は株式の保有期間が著しく不適切なものでないか。 4 その農林漁業法人等投資育成事業につき要求する配当の基準が、投資先の農林漁業又は食品産業の事業者の内部留保の状況に十分配慮し、その自己資本の充実を図る上で適切なものであるか。 5 その他その農林漁業法人等投資育成事業が農林漁業又は食品産業の事業者の自己資本の充実を図る上で有効かつ適切なものでないと認められるものでないか。
--	--

3 その事業計画に係る農林漁業法人等投資育成事業が農林漁業又は食品産業の健全な成長発展に資するものであること (法第3条第5項第3号)	1 農林漁業法人等投資育成事業の運営に関する指針が、農林漁業法人等の資金調達に係る自主的な判断を尊重し、その事業について、農林漁業又は食品産業の健全な成長発展に資する観点から投資判断を行い、持分又は株式の取得及び保有並びに処分を行うことを定めるものであるか。 2 農林漁業又は食品産業の健全な成長発展のために必要な場合には、その農林漁業法人等に対して経営又は技術に関する指導を行うものであるか。 3 農林漁業法人等の選定基準において、農林漁業及び食品産業の持続的な発展という法目的に即し、農林漁業又は食品産業の健全な成長発展に関する具体的な目標を設定した農林漁業法人等を選定することを定めているか。 4 農林漁業法人等の選定基準において、次に掲げる農林漁業法人等以外の農林漁業法人等を選定することを定めているか。 イ その役員（設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあってはその社員になろうとする者をいう。）のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの ロ 暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの 5 その他その農林漁業法人等投資育成事業が農林漁業又は食品産業の健全な成長発展に資するものでないと認められるものでないか。
4 その事業計画が当該農林漁業法人等投資育成事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること (法第3条第5項第4号)	1 農林漁業法人等の持分又は株式の取得、新株予約権及び新株予約権付社債等についての権利の行使により取得されることとなる株式の取得並びに持分又は株式の処分の際に、適切な価額の評価を行うための基準が定められているか。 2 農林漁業法人等投資育成事業を円滑かつ確実に遂行するため、十分な資金の調達が見込まれるとともに、農林漁業法人等投資育成事業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制が整備されているか。 3 農林漁業法人等投資育成事業以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が農林漁業法人等投資育成事業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するための措置を講じているか。 4 その他その農林漁業法人等投資育成事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものでないと認められるものでないか。

5 その事業計画に法第3条第3項又は第4項に規定する事項が記載されている場合にあつては、これらの事項が我が国の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与することを確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に照らして適切なものであること（法第3条第5項第5号）	事業計画における記載が、「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第三条第五項第五号の規定に基づく農林漁業法人等投資育成事業に関する計画に記載されている事項が我が国の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与することを確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準」（令和3年7月30日農林水産省告示第1257号）に適合するものとなっているか。
---	--

(2) 申請に必要な書類について

必要書類	参考様式
I 事業計画の承認申請書（事業計画書） 農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の承認申請書（規則第4条関係）	・別記様式第1号
II 投資育成会社の添付書類（規則第4条第2項関係） ① 当該投資育成会社の定款の写し及び登記事項証明書 ② 当該投資育成会社の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書（以下「財務諸表等」という。）（これらの書類がない場合にあっては、最近2年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類） ③ 当該投資育成会社が、農林漁業法人等に対する投資又は融資の実績を有することを証する書類 ④ 当該投資育成会社が、農林漁業法人等投資育成事業に関する十分な知識及び経験を有する者の確保その他の農林漁業法人等投資育成事業を円滑かつ確実に遂行する体制を有することを証する書類 ⑤ 当該投資育成会社の投資計画及び収支予算並びに自己資本の充実の見込みを記載した書類 ⑥ 当該投資育成会社の役員（設立中の株式会社であるときは、発起人及び役員となるべき者をいう。⑧及び⑨において「役員等」という。）の氏名、役職、任期及び経歴を記載した書類 ⑦ 当該投資育成会社が法第7条の規定により承認を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないことを証する書類 ⑧ 当該投資育成会社の役員等が、精神の機能の障害により農林漁業法人等投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約する書面 ⑨ 当該投資育成会社の役員等が次のいずれにも該当しないことを証する書類 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 ロ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過し	・事業計画書1(2) ・事業計画書3 ・事業計画書2(6) ・参考様式1 ・参考様式2 ・参考様式4 ・参考様式5 ・参考様式5 ・参考様式5 ・参考様式7

ない者（以下「暴力団員等」という。） ホ 承認会社が法第7条の規定により承認を取り消された時において当該承認会社の役員等であった者であって、その取消しの日から5年を経過しないもの ⑩ 暴力団員等が当該投資育成会社の事業活動を支配するものでないことを証する書類 ⑪ 次のいずれかに該当する農林漁業法人等に対して、農林漁業法人等投資育成事業を行わないことを当該投資育成会社の代表者が誓約する書面 イ その役員（設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあってはその社員になろうとする者をいう。）のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの ロ 暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの ⑫ その他法第3条第1項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類	・参考様式5 ・参考様式5 ・事業計画書21
III 投資育成組合の添付書類（規則第4条第3項関係） ① 当該投資育成組合の組合契約書（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第3項に規定する組合契約書をいう。）の写し及び当該投資育成組合の組合契約（同条第1項に規定する組合契約をいう。）の登記をしたことを証する登記事項証明書 ② 当該投資育成組合の無限責任組合員の最近3期間の財務諸表等（これらの書類がない場合にあっては、最近2年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類） ③ 当該投資育成組合の無限責任組合員が、農林漁業法人等に対する投資又は融資の実績を有することを証する書類 ④ 当該投資育成組合の無限責任組合員が、農林漁業法人等投資育成事業に関する十分な知識及び経験を有する者の確保その他の農林漁業法人等投資育成事業を円滑かつ確実に遂行する体制を有することを証する書類 ⑤ 当該投資育成組合の投資計画及び収支予算並びに受入出資金の充実の見込みを記載した書類 ⑥ 当該投資育成組合の無限責任組合員が個人である場合にあっては、当該無限責任組合員の履歴書 ⑦ 当該投資育成組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、その役員の氏名、役職、任期及び経歴を記載した書類 ⑧ 当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを誓約する書面 イ 精神の機能の障害により農林漁業法人等投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎	・事業計画書1(2) ・事業計画書3 ・事業計画書2(6) ・参考様式1 ・参考様式3 ・参考様式4 ・参考様式4 ・参考様式6

(4) 相談窓口について

事業計画において、法第8条の株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの出資を前提とする場合には、公庫を窓口として相談に応じることとする。また、申請者の負担軽減の観点から、相談者からの同意を図って農林水産省と調整して審査にあたるものとする。

第3 実施状況報告に必要な書類について

必要書類	参考様式
(1) 実施状況報告書 農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画の実施状況報告書 (規則第7条関係)	・別記様式第3号
(2) 実施状況報告には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一 承認会社 次に掲げる書類 イ 定款の写し ロ 当該承認会社の財務諸表等及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書（事業報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。二のロにおいて同じ。）並びに剰余金の処分の決議に関する資料 ハ 暴力団員等が当該承認会社の事業活動を支配するものでないことを証する書類 ニ 当該承認会社の役員が、精神の機能の障害により農林漁業法人等投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約する書面 ホ 当該承認会社の役員が、規則第4条第2項第9号イからホまでのいずれにも該当しないことを証する書類 二 承認組合 次に掲げる書類 イ 組合契約書の写し ロ 当該承認組合の財務諸表等及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書 ハ 当該承認組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを誓約する書面 (イ) 精神の機能の障害により農林漁業法人等投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (ロ) 法人でその役員のうちに（イ）に該当する者があるものの ニ 当該承認組合の無限責任組合員が、規則第4条第3項第9号イからトまでのいずれにも該当しないことを証する書類 ホ 当該承認組合の有限責任組合員が、規則第4条第3項第10号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類	・参考様式5 ・参考様式7 ・参考様式5 ・参考様式5 ・参考様式7 ・参考様式6 ・参考様式6 ・参考様式7 ・参考様式6

(備考)

(1) について、承認会社又は承認組合が法第8条第1項の規定により公庫の出資を受けている場合には、法第2条第1項第1号～第3号に掲げる法人への投資及び第4号・第5号に掲げる法人のうち中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第3号に規定する中小企業者をいう。）に該当するものへの投資とその他の投資との区別その他参考となるべき事項を記載することとする。

第4 投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例に関する確認の申請に必要な書類について

必要書類	参考様式
I 申請書（規則第8条第1項関係） 投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例に関する確認の申請書	・別記様式第4号
II 添付書類（規則第8条第2項関係） ① 農林漁業法人等投資育成事業の対象となる外国法人である農林漁業法人等の定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの ② 農林漁業法人等投資育成事業の対象となる外国法人である農林漁業法人等が国内事業者と密接な関連性を有するとともに、当該外国法人が営む事業又はその行う事業活動が当該国内事業者の事業の発展に寄与することを証する書類	・別記様式第4号別紙及び参考となる資料

附 則

このガイドラインは、平成26年3月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日元経営第248号）

このガイドラインの一部改正は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年9月5日元経営第1174号）

このガイドラインの一部改正は、令和元年9月14日から施行する。

附 則（令和3年3月29日2経営第3435号）

1 このガイドラインの一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次頁において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年8月2日3新食第211号・3経営第1223号）

このガイドラインの一部改正は、令和3年8月2日から施行する。

附 則（令和5年9月1日5新食第1393号・5経営第1325号）

このガイドラインの一部改正は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年11月15日6新食第1864号・6経営第1806号）

このガイドラインの一部改正は、令和6年11月15日から施行し、令和6年9月2日から適用する。

附 則（令和7年4月1日6新食第3090号・6経営第3269号）

このガイドラインの一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月30日7新食第399号・7経営第446号）

このガイドラインの一部改正は、令和7年6月1日から施行する。

(参考) 申請に必要な添付参考様式一覧

様式No.	参考様式内容	投資育 成会社	投資育 成組合
別記様式第 1号	農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の承認申請書 (別紙) 農林漁業法人等投資育成事業に関する計画 (事業 計画書)	○	○
参考様式 1	農林漁業法人等投資育成事業に係る収支予算等 (ひな型)	○	○
参考様式 2	農林漁業法人等投資育成事業に係る出資予定額 (ひな型)	○	—
参考様式 3	農林漁業法人等投資育成事業に係る出資約束金額 (ひな 型)	—	○
参考様式 4	〇〇役員経歴一覧 (ひな型)	○	○
参考様式 5	(投資育成会社) 暴力団排除等に関する誓約書 (ひな型)	○	—
参考様式 6	(投資育成組合) 暴力団排除等に関する誓約書 (ひな型)	—	○
参考様式 7	〇〇役員 (個人情報) 一覧 (ひな型)	○	○

(参考) 実施状況報告に必要な添付参考様式一覧

様式No.	参考様式内容	投資育 成会社	投資育 成組合
別記様式第 3号	農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画の実施状況 報告書	○	○
参考様式 5	(投資育成会社) 暴力団排除等に関する誓約書 (ひな型)	○	—
参考様式 6	(投資育成組合) 暴力団排除等に関する誓約書 (ひな型)	—	○
参考様式 7	〇〇役員 (個人情報) 一覧 (ひな型)	○	○

(参考) 確認に必要な添付参考様式一覧

様式No.	参考様式内容	投資育 成会社	投資育 成組合
別記様式第 4号	投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例に関する 確認の申請書 (別紙)	—	○

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の承認申請書

年 月 日

農林水産大臣名 殿

申請者

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成 14 年法律第 52 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

（記載要領）

申請者は、農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の必要事項を記載し、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第 3 条第 5 項の承認要件を満たすことを示すこと。

(別紙)

農林漁業法人等投資育成事業に関する計画

- 1 農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社（農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。以下「投資育成会社」という。）又は農林漁業法人等投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合（以下「投資育成組合」という。）に関する事項

(1) 投資育成会社又は投資育成組合の概要

(投資育成会社の場合)

投資育成会社の概要	
①商号	
②主たる事務所の所在地	
③代表者（設立中の株式会社にあつては、発起人及び役員となるべき者）の氏名	
④連絡先（電話番号、担当者名）	
⑤投資育成会社が他の事業を行っている場合は当該他の事業の内容	
⑥資本金の額又は出資の総額（見込みを含む。）	

(投資育成組合の場合)

投資育成組合の概要	
①投資育成組合の名称	
②投資育成組合の事務所の所在地	
③無限責任組合員の概要	
氏名、名称又は商号	
代表者の氏名	

④無限責任組合員の連絡先（電話番号、担当者名）	
⑤投資育成組合が他の事業を行っている場合は当該他の事業の内容	
⑥投資育成組合の財産の総額（見込みを含む。）	

（２） これまでの農林漁業法人等への投資又は融資の業務実績

業 務 実 績
投資育成会社又は投資育成組合の無限責任組合員の農林漁業法人等に対する投資又は融資の実績がある場合には、どのような業務を行ってきたのか、投資（融資）件数、投資（融資）総額及び投資（融資）先の概要並びに業務の実施時期等を具体的に記載すること。

（３） 農林漁業法人等投資育成事業の運営に関する指針

運営に関する指針の内容
農林漁業法人等投資育成事業を実施するに当たって、農林漁業法人等の健全な成長発展に資するための運営方針を記載すること。

２ 農林漁業法人等投資育成事業の概要

（１） 実施期間 （２） 農林漁業法人等投資育成事業を実施するために有するネットワーク （３） 農林漁業法人等投資育成事業の対象とする農林漁業法人等の別、種類及び実施する事業 ① 農林漁業法人等投資育成事業の対象とする農林漁業法人等の別 ☐ 法第２条第１項第１号に掲げる法人 ☐ 法第２条第１項第２号に掲げる法人 ☐ 法第２条第１項第３号に掲げる法人 ☐ 法第２条第１項第４号に掲げる法人 ☐ 法第２条第１項第５号に掲げる法人 ☐ 上記法人に外国法人である農林漁業法人等が含まれる場合 ② 農林漁業法人等投資育成事業の対象とする農林漁業法人等の種類 ③ 実施する事業

(4) 農林漁業法人等からの投資ニーズ

(5) 農林漁業法人等投資育成事業の内容

(6) 投資計画

(単位:)

区 分	期 年月～年月	期 年月～年月	期 年月～年月	期 年月～年月	期 年月～年月
期首投資財源額					
新規投資実行額 (投資累計額)	()	()	()	()	()
投資回収額					
受取配当					
利 息					
株式等売却					
費 用					
株式等損失					
管理費等					
期末投資財源額					
投資残高					
新規投資先数 (投資累計先数)	()	()	()	()	()
投資終了先数					
期末投資先数					

(備考)

- 「(2) 農林漁業法人等投資育成事業を実施するために有するネットワーク」には、農林漁業法人等投資育成事業を行っていく上で、どのようなネットワークを有しているのかについて具体的に記載すること。
- 「(3) 農林漁業法人等投資育成事業の対象とする農林漁業法人等の別、種類及び実施する事業」には、農林漁業法人等投資育成事業の対象とする農林漁業法人等の別（法第2条第1項各号に掲げる法人のいずれに該当するかの別をいう。以下同じ。）、種類（農事組合法人、漁業生産組合、株式会社又は持分会社の別（農林漁業法人等投資育成事業の対象に法第2条第1項第1号に掲げる法人を含む場合にあっては、営農類型を含む。）をいう。以下同じ。）及び法第2条第2項の事業のうち実施する事業を記載すること。
- 「(4) 農林漁業法人等からの投資ニーズ」には、農林漁業法人等投資育成事業を実施するに当たって、農林漁業法人等からどのような投資ニーズがあるのかについて具体的に記載すること。
- 「(5) 農林漁業法人等投資育成事業の内容」には、(2)に掲げるネットワークをどのように活用し、どのような方法で農林漁業法人等投資育成事業に係る投資又は経営若しくは技術の指導を行うことにより農林漁業又は食品産業の健全な成長発展に資するのかを具体的に記載すること。
- 「(6) 投資計画」の「区分」欄は、必要に応じて修正の上記載するとともに、特記すべき主要科目の明細とその内容について添付すること。

3 農林漁業法人等投資育成事業の実施体制

(1) 投資事業

(2) 経営又は技術の指導を行う事業

(備考)

投資決定プロセス（投資委員会の議決方法等）、無限責任組合員の業務執行の監督体制（諮問委員会等）、投資回収プロセス、農林漁業法人等投資育成事業を営むに当たっての知識及び経験を有する者の確保の状況並びに組織体制について具体的に記載すること。

4 持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準

(1) 持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等の財務内容、経営（事業）計画等とともに、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を定めた農林漁業法人等を選定することを定めることについて記載すること。

(2) 農林漁業法人等の選定基準において、次のいずれかに掲げる農林漁業法人等以外の農林漁業法人等を選定することを定めることを記載すること。

イ 暴力団員等が役員（設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあってはその社員になろうとする者をいう。）にいるもの

ロ 暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

(備考)

(1) には、

1 持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等に支援法人（法第2条第1項第5号に掲げる法人をいう。）が含まれる場合にあっては、当該支援法人が行う事業活動の内容

2 持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等に外国法人である農林漁業法人等が含まれる場合にあっては、当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業又はその行う事業活動の実施地域及び分野並びに当該外国法人である農林漁業法人等と我が国の農林漁業又は食品産業の事業者との関連性を含めること（以下9の新株予約権及び13の新株予約権付社債等についてそれぞれ同じ。）。

5 持分又は株式の取得及び処分の際の評価の基準

持分又は株式の取得価額及び処分価額の評価方法などを記載すること。

6 持分又は株式の取得の限度

農林漁業法人等の別及び種類ごとに持分又は株式の取得の限度（その持分又は株式に係る議決権の取得の限度を含む。）を記載すること。

7 持分又は株式の保有期間

持分又は株式を保有する基準期間を記載すること。

8 持分又は株式の処分の方法

持分又は株式の処分価額の評価方法、処分的手段、処分の基準及び処分に当たって農林漁業法人等の取締役会の了承（農事組合法人及び漁業生産組合にあっては総会又は理事会による承認、持分会社にあっては社員全員の承諾をいう。）を経ることなど処分に当たっての手續を記載すること。

9 新株予約権の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準

（１）新株予約権の取得の対象とする農林漁業法人等の財務内容及び経営（事業）計画等とともに、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を定めた農林漁業法人等を選定することを定めることについて記載すること。

（２）農林漁業法人等の選定基準において、次のいずれかに掲げる農林漁業法人等以外の農林漁業法人等を選定することを定めることを記載すること。

イ 暴力団員等が役員（設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあってはその社員になろうとする者をいう。）にいるもの

ロ 暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

10 新株予約権の内容に関する基準

新株予約権の行使により取得される株式の発行価額の評価方法及び新株予約権の行使により取得される農林漁業法人等の株式の種類等を記載すること。

11 新株予約権の取得の限度

農林漁業法人等の別及び種類ごとに新株予約権を全て行使することにより取得される株式に係る取得の限度（その株式に係る議決権の取得の限度を含む。）を記載すること。

12 新株予約権の行使の時期

新株予約権を行使する時期及びその行使に当たっての考え方を記載すること。

13 新株予約権付社債等の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準

（１）新株予約権付社債等の取得の対象とする農林漁業法人等の財務内容及び経営（事業）計画等とともに、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を定めた農林漁業法人等を選定することを定めることについて記載すること。

（２）農林漁業法人等の選定基準において、次のいずれかに掲げる農林漁業法人等以外の農林漁業法人等を選定することを定めることを記載すること。

イ 暴力団員等が役員（設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあってはその社員になろうとする者をいう。）にいるもの

ロ 暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

14 新株予約権付社債等の取得の限度

農林漁業法人等の別及び種類ごとに社債に付された新株予約権を全て行使して株式を取得する場合における当該株式に係る取得の限度（その株式に係る議決権の取得の限度を含む。）を記載すること。

15 新株予約権付社債等の償還期限に関する基準

新株予約権付社債等の償還期限の基準期間を記載すること。

16 新株予約権付社債に付された新株予約権の内容に関する基準

新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により株式を取得するための払込額（新株の発行価額）の評価方法及び新株予約権の行使により取得する農林漁業法人等の株式の種類等を記載すること。

17 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の時期

新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する時期及びその行使に当たっての考え方を記載すること。

18 投資先の農林漁業法人等の配当の基準

投資先の農林漁業法人等に対して配当を要求する際の基準について、例えば、配当の支払金額及び支払時期について投資先の内部留保の状況に十分配慮し、農林漁業法人等の自己資本の充実を図る観点から具体的に記載すること。

19 経営又は技術の指導を行う事業の手数料

持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有する農林漁業法人等に対して経営又は技術の指導を行う事業に要する経費を当該農林漁業法人等から徴収する場合における手数料の額について記載すること。

20 農林漁業法人等投資育成事業以外の業務

農林漁業法人等投資育成事業以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が農林漁業法人等投資育成事業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するため講ずる措置について記載すること。なお、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人への出資を行う承認会社にあつては、農林漁業法人等投資育成事業及び当該事業に附帯する事業以外の事業を行うことはできない。

21 その他参考となるべき事項

（１）農林漁業法人等投資育成事業を営む上で法令等による登録等が必要な場合における当該登録等の状況（例えば金融商品取引法第29条の金融商品取引業の登録、金融商品取引法第63条第2項の適格機関投資家等特例業務の届出）、当該登録等の内容及び当該登録等を行った者等を記載すること。

（２）その他農林漁業法人等投資育成事業を営む上で参考となる事項を記載すること。

別記様式第3号（第7条関係）

農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画の実施状況報告書

年 月 日

農林水産大臣名 殿

報告者

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

年 月 日付けで承認を受けた事業計画の第 期（ 年
月～ 年 月）の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業計画の達成状況

2. 投資実績状況

（記載要領）

- 1 「1. 事業計画の達成状況」については、計画と実績を対比させて記載すること。
- 2 「2. 投資実績状況」については、投資先の個別事案ごとに、その投資実績の詳細を記載すること。

別記様式第4号（第8条関係）

投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例に関する確認の申請書

年 月 日

農林水産大臣名 殿

申請者

住 所

商号、名称及び

代表者の氏名

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）
第12条第1項の規定に基づく確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

(別紙)

- (1) 株式の取得及び保有の対象とする外国法人である農林漁業法人等（以下「外国法人」という。）の概要

外国法人の概要	
①名称	
②主たる事務所の所在地	
③代表者	

- (2) 外国法人が国内事業者と密接な関連性を有するとともに、外国法人が営む事業又はその事業活動が当該国内事業者の事業の発展に寄与することについて

- ※1 国内事業者の概要（名称、所在地、代表者、事業内容等）について詳細に記載し、具体的にどのような関連性（取引、資本関係等）を有するかとともに、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を示すこと。
- ※2 国内事業者の概要及び具体的な関連性については、確認の参考となる書類を添えること。

農林漁業法人等投資育成事業に係る収支予算等（ひな型）

1. 収支予算

（単位： ）

科 目	期	期	期	期	期
営業収益					
営業費用					
営業損益					
・					
・					
・					
経常損益					
税引前当期損益					
法人税等充当額					
当期損益					

（投資育成会社の場合）

2. 自己資本の充実に関する計画

（単位： ）

科 目	期	期	期	期	期
資本金					
前期繰越					
当期損益					
配当					
利益準備金繰入					
次期繰越					
自己資本計					

（投資育成組合の場合）

2. 受入出資金の充実に関する計画

（単位： ）

科 目	期	期	期	期	期
投資損益					
当期損益					
投資合計					
資産合計					
受入出資金					
当期分配金					
出資金合計					

（注 1）科目ごとに算出根拠を明確に記載すること。

（注 2）必要に応じて、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(投資育成会社 (設立する場合))

農林漁業法人等投資育成事業に係る出資予定額 (ひな型)

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者 (設立発起人) の氏名

年 月 日時点における〇〇投資育成株式会社の出資予定額は以下のとおり。

出資予定者	出資予定額
A 社	
B 社	
・	
・	
・	
合計	

(注) 既出資額がある場合には、出資予定額と区分して記載すること。

(投資育成組合)

農林漁業法人等投資育成事業に係る出資約束金額（ひな型）

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称

(投資事業有限責任組合の事務所の所在地及び名称を記載)
無限責任組合員の氏名又は名称

年 月 日時点における〇〇投資事業有限責任組合の出資約束金額は以下のとおり。

組合員区分	組合員名	出資約束金額（※１）		
			出資履行金額 （※２）	出資未履行金額 （※３）
無限責任組合員				
有限責任組合員				
有限責任組合員				
・				
・				
・				
合計				

※１：出資約束金額とは、投資事業有限責任組合契約に基づき投資事業有限責任組合に出資することを約した金額をいう。

※２：出資履行金額とは、出資約束金額のうち出資の履行として投資事業有限責任組合に払い込んだ金額をいう。

※３：出資未履行金額とは、出資約束金額のうち払込みをしていない金額をいう。

(投資育成会社)

暴力団排除等に関する誓約書（ひな型）

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

当社（私）は、〇〇投資育成株式会社が、次に定める事項を満たし、また、将来においても満たすことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職、氏名及び生年月日等の一覧）を提出すること、及びこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

1. 当該投資育成会社が法第7条の規定により承認を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと
2. 当該投資育成会社の役員等が次のいずれにも該当しないこと
 - イ 精神の機能の障害により農林漁業法人等投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取
り扱われている者
 - ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない
者
 - ニ 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け
ることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2
条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなく
なった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ヘ 承認会社が法第7条の規定により承認を取り消された時において当該承認会
社の役員等であった者であって、その取消しの日から5年を経過しないもの
3. 暴力団員等が当該投資育成会社の事業活動を支配するものでないこと
4. 次のいずれかに該当する農林漁業法人等に対して、農林漁業法人等投資育成事業
を行わないこと
 - イ その役員（設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては発起
人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあってはその社員になろう
とする者をいう。）のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの
 - ロ 暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

（注）役員の氏名及び生年月日等が明らかとなる資料を添付すること【参考様式7参
照】。

(投資育成組合)

暴力団排除等に関する誓約書（ひな型）

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

名 称

（投資事業有限責任組合の事務所の所在地及び名称を記載）

無限責任組合員の氏名又は名称

当社（私）は、〇〇投資事業有限責任組合及びその組合員が、次に定める事項を満たし、また、将来においても満たすことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職、氏名及び生年月日等の一覧）を提出すること、及びこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

1. 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が、次のいずれにも該当しないこと
イ 精神の機能の障害により農林漁業法人等投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ニ 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
ヘ 承認組合が法第7条の規定により承認を取り消された時において当該承認組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から5年を経過しないもの
ト 法人でその役員のうちにイからへまでのいずれかに該当する者があるもの
チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
2. 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が、次のいずれにも該当しないこと
イ 暴力団員等
ロ 法人でその役員のうちにイに該当する者があるもの
ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
3. 次のいずれかに該当する農林漁業法人等に対して、農林漁業法人等投資育成事業を行わないこと
イ その役員（設立中の株式会社にあつては、その発起人及び役員となるべき者という。）のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの
ロ 暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

（注1）個人の場合は氏名欄の下に生年月日を記載すること。

（注2）法人の場合は役員の氏名及び生年月日等が明らかとなる資料を添付すること【参考様式7参照】。

〇〇 役員（個人情報）一覧（ひな型）

（ 年 月 日現在）

役 職	氏名（ふりがな）	性別	住 所	生年月日

（注 1）投資育成会社又は投資育成組合の無限責任組合員別に作成すること。

（注 2）本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者も含む。）全員を記載すること。